２０財第１８８号
平成２０年１０月２４日

各　　部　　長
出　納　局　長
教育委員会教育長
警　察　本　部　長　様
公営企業管理者
各　事　務　局　長
各　地　方　局　長

副　知　事

平成２１年度当初予算の編成について

平成２１年度の当初予算については、下記の事項に留意し、適切な要求をされたい。

記

Ⅰ　基本的事項

国では、平成２１年度予算について、「経済財政改革の基本方針２００８」（以下「基本方針２００８」という。）を踏まえ、これまでの財政健全化の努力を今後とも継続していくため、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズに応えるための財源の重点配分を行うとともに、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制するとしている。

また、地方財政についても「基本方針２００８」を踏まえ、引き続き最大限の削減を行うこととし、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ地方公共団体の自助努力を促していくことを進め、地方公務員人件費、地方単独事業等の徹底した見直しを行うこと等により、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制するとしている。

一方、本県財政は、国の三位一体改革などの影響を受け、毎年巨額の財源不足が生じ、数次にわたる大幅な歳出削減、財源対策用基金の取崩し等により対応してきたが、社会保障関係経費等の増嵩に加え、地方交付税等が更に削減されたことなどにより、財源不足額が「財政構造改革基本方針」策定時の見込みより拡大するとともに、財源対策用基金もほぼ枯渇状態となっており、厳しさが更に一段と増し、財政破綻も現実となり得る極めて危機的な状況にある。

こうした状況を踏まえ、平成２１年度当初予算編成においては、平成２０年１０月の中期財政見通しにおいて見込まれる多額の財源不足に対応するため、「財政構造改革基本方針」を踏まえ、改革期間最終年度として、歳入歳出全般にわたる更なる徹底した見

直しに全庁一丸となって取り組む必要がある。

各部局においては、本県財政が極めて厳しい状況におかれていることを十分に認識し、限られた財源の重点化、効率化を図り、次の事項について精査、検討のうえ、適切な要求をされたい。

（1）財政構造改革基本方針に掲げた歳入歳出両面の対策を着実に実施するため、各部局が主体性と責任を持った予算編成に努めること。

（2）当初予算は年間総合予算であることから、新規事業を含め、年間所要額を的確に要求すること。

なお、6月補正予算は、原則として編成しないこととしているが、厳しい財政事情が続く中で、9月補正予算についても、当初予算編成後に生じた情勢変化への対応など必要最小限の編成となることを十分認識すること。

（3）要求に当たっては、県民への説明責任を果たすことが不可欠であり、県民の視点でわかりやすく、必要性が十分に認められるものとすること。

（4）県長期計画後期実施計画の優先施策を踏まえ、優先度、重要度、緊急度の高い事業を優先すること。

（5）行政評価システムの活用により、全ての事務事業をゼロベースから徹底的に見直し、事務事業の「選択と集中」を図るとともに、包括外部監査結果に対する対応検討を踏まえた適切な予算編成とすること。

（6）「輝くふるさと愛媛づくり」及び「えひめ元気づくりプロジェクト」の具体化を図るとともに、行政評価による予算施策優先度が高く県長期計画後期実施計画の優先施策に該当する事業を対象として、新規・継続を問わず、特別枠として「輝くふるさと枠」を設定すること。

（7）各地方局の「地域振興重点化プログラム」を具体化する地方局独自の主体的な取組みを推進するため、地方局からの予算要求システムを導入することとし、「地方局直接予算要求枠」を1地方局当たり2千万円を上限として設定すること。

（8）深刻な経済低迷にある南予地域の活性化対策について、引き続き配慮すること。

（9）将来の道州制への移行も見据え、広域的視点に立って施策の企画立案に努めること。

（10）経済、雇用情勢を踏まえ、雇用創出等民間需要の誘発効果の観点から検討すること。

（11）県単独補助金等については、廃止、休止を前提に、その必要性や効果等を十分精査するとともに、平成17年10月に通知した「県単独補助金等の見直しについて」に基づき、積極的な見直しに努めること。

（12）大規模事業は、厳しい財政状況を踏まえ、歳出の削減に向けてこれまでも事業計画の更なる見直しに取り組んだところであるが、引き続き見直しを進めること。

（13）絶えず新たな県民ニーズにより事業を再構築するため、新規事業はもとより、既存事業についても必ず事業の終期又は見直し時期を設定すること。

（14）県民へのサービス提供には予算が必ず伴うものという固定概念から脱却し、職員の知恵と工夫で事業を行うといった視点から「ゼロ予算事業」の構築に積極的に取り組むこと。

(15) 国庫補助負担金の廃止、縮減等に該当する事業は、国の予算編成の動向等を十分把握し、適切に対応すること。

(16) 義務的経費等の枠配分対象外事業を見直し、予算額を削減した場合には、次年度以降の予算要求において、枠配分額に削減額に応じた加算を行うこととしているので、積極的な見直しに努めること。

Ⅱ　一般会計予算に関する事項

1　歳入について

（1）県税については、税制改正の動向が明らかでないため、当面、現行制度により積算するものとするが、今後における経済動向を勘案し、的確な見積りを行うこと。

なお、税収の確保を図るため、課税自主権の発揮、税負担の公平性の確保と徴収率の向上、滞納額の縮減に一層努めること。

（2）地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税及び交通安全対策特別交付金については、国の予算編成及び地方財政計画の動向に留意し、的確な算定に努めること。

特に、地方交付税については、国の動向に十分留意すること。

（3）分担金、負担金など地元負担を伴うものについては、現行制度により積算すること。

（4）使用料、手数料及び財産貸付収入については、現行料率により算定することとし、国の基準改正、受益者負担の適正化等の見地から、改正・新設の必要があるものについては、別途検討すること。

（5）国庫支出金については、国の動向を把握し、適正な見積りを行うとともに、超過負担については、実態を分析、検討し、解消に努めること。

（6）財産収入（財産貸付収入を除く。）、諸収入については、次の点について特に検討を加え、収入の確保に努めること。

① 財産の適正な管理に努め、遊休財産及び不用品の整理を行い、適正な処分及び有効活用を図ること。

また、各部局が所管している県有地についても、歳入確保に資する有効活用や処分の検討に取り組むこと。

② 基金及び歳計現金については、公金管理方針を踏まえて、一層の効率運用に努めること。

③ 県広告媒体への企業広告導入など、新たな収入源の確保に努めること。

（7）県債については、地方財政計画等の動向に留意するとともに、その抑制に取り組むこと。

2　歳出について

（1）枠配分対象経費（維持管理費、公共事業費、定型的県単独事業費、一般県単独事業費、直轄事業負担金、団体助成経費、一般行政指導経費）については、別途通知した枠配分額の総額の範囲内で、各部局の責任において調整を徹底し、厳守すること。

なお、今後の地方財政計画の動向等により、歳入の見通しに大幅な変動が生じた場合には、減額を含めた再配分を行うことがある。

（２）人件費及び人当経費については、全職員を対象に臨時的な給与の減額を実施する予定であるが、次の諸点に留意し、要求すること。

なお、超過勤務については、職員の健康保持や公務能率の向上を図る観点からも、なお一層事務の簡素合理化に努め、その縮減に向けた取組みを進めること。

① 職員数は、平成２０年１１月１日現在の配置定数を基礎に積算すること。

② 法令の改正、施設の新増設、事業量の増大等に伴う人員増は、原則として組織機構の簡素化、事務処理方法の改善、事務事業の民間委託、職員の配置転換等によって措置すること。

さらに、現在の配置数についても、「平成２１年度の組織、定数等の見直しについて（通知）」（平成２０年９月１９日付け２０人事第１９０号）に従い、徹底した見直しを行うこと。

③ 国庫補助職員、公共事業支弁職員については、適正な事業執行計画の下に、原則として補助対象人員又は事業費の範囲内で支弁することとし、不足額が生じないよう努めること。

④ 給与費は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成１８年愛媛県条例第６号）による減額措置前の給料月額に基づく平成２１年１月１日現在の現給見込額を基礎として積算すること。

⑤ その他関係経費については、別添「平成２１年度予算積算単価表」により積算すること。

（３）社会保障関係経費については、医療保険制度改革など国の施策の動向、措置対象人員の推移等を的確に掌握し、年間所要額を要求すること。

（４）公債費については、償還計画に基づき年間所要額を要求すること。

（５）維持管理費については、施設の適切な管理を図る中で効率的な運営を徹底し、要求すること。（枠配分額は一般財源ベースで平成２０年度９月現計予算額（以下「前年度予算額」という。）の９５～１００％）

なお、使用料収入等の実績が伴わない施設については、実績に応じて経費の縮減を図ること。

（６）公共事業費については、県の実情に即した選択的導入に徹し、緊急度、投資効果、後年度負担などを十分検討、精査するとともに、公共事業に係る国の見直しの動きに留意して要求すること。（枠配分額は前年度予算額の８４～９２％）

（７）県単独事業費（投資的経費）についても、緊急度、投資効果、後年度負担などを十分検討、精査して要求すること。（枠配分額は前年度予算額の７６～８２％）

なお、地元市町の財政負担を伴う事業にあっては、事業の内容、負担額等について関係部局とあらかじめ十分連絡調整を行うこと。

（８）受託事業費については、事業の性格、事務量と職員の処理能力等を検討し、やむを得ないものについて要求すること。

（９）直轄事業負担金については、事業計画の把握に努めて要求すること。（枠配分額は前年度予算額の９５％）

(10) 災害復旧事業費については、次により要求すること。

① 過年発生補助災害復旧事業費については、査定額を基礎に年次別復旧進度率により積算した額

② 過年発生単独災害復旧事業費については、既往年度における復旧状況を勘案した額

③ 現年発生災害復旧事業費については、過去の復旧実績等を勘案した必要見込額

(11) 団体助成経費については、当該団体の性格、過去の実績、効果、財政援助の必要性等を総合的に検討し、要求すること。（枠配分額は前年度予算額の７６～８２％）

なお、一般行政指導経費に分類される事業補助金、事業委託料も同様とする。

(12) 大会開催（補助）経費については、事業の効果、必要性等を十分検討し、真にやむを得ないものについて要求すること。

(13) 貸付金、出資金等については、その目的、資金需要及び金融情勢を考慮し、対象者、方法、協調融資、金利等について十分精査、検討を行い、真にやむを得ないものについて要求すること。

(14) 一般行政指導経費は、事業の必要性・緊急性を十分検討し、要求すること。（枠配分額は前年度予算額の７６～８２％）

(15) その他

① 部局単独で対処することが困難な行政課題については、経費の効率化、重点化を図るため、関係部局で調整、協議のうえ主管課を定め、当該課から必要な額を精査し要求すること。

② 地方局直接予算要求については、関係部局の予算要求と重複することのないよう、地方局と関係部局とで十分に調整、協議を行ったうえで、要求すること。

③ 公共工事に係る経費については、ＰＦＩやローカルスタンダードなど、新たな制度や基準の導入を検討しながら徹底した工事コスト縮減に努め、限られた事業費で同等以上の事業量が確保できるよう努めること。

④ 業務の電算化のため新たにシステム開発を行おうとする場合は、必ず企画情報部と技術面等を十分協議したうえで、要求すること。

⑤ 各種民間助成制度の積極的な利活用を図り、県負担の軽減に努めること。

⑥ 予算の編成段階はもとより、執行段階においても徹底した経費の節減に努めることとし、予算は全額執行するものという従来意識は捨て、不用となった経費については積極的に執行留保すること。

３　債務負担行為に関する事項

債務負担行為は、制度本来の趣旨に基づく適正な運用に留意し、将来の財政運営を圧迫する原因とならないよう、対象事業及び限度額等について精査し、要求すること。

４　基金に関する事項

基金については、その設置目的を踏まえた必要性や規模の適正化にも十分留意しながら、各基金条例の規定に基づき、引き続き適正な管理・運用に努めること。

Ⅲ　特別会計及び企業会計に関する事項

一般会計に準じ要求するとともに、当該会計の経営状況等を十分検討し、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないよう節度のある財政運営に徹し、健全経営の確立に努めること。また、繰越金については、特別会計の将来収支見込み等に基づいた適正な規模とすること。

特に、企業会計については、厳しい経営環境に鑑み、収入の確保に特段の努力をはらうとともに、事務事業の合理化、効率化をさらに徹底し、独立採算による経営が確立されるよう十分配慮し、改善見通しを立てたうえで要求すること。

Ⅳ　その他の事項

（１）要求に当たっては、別表に記載する重要政策（Ａ経費）、一般政策（Ｂ経費）、経常的経費（Ｃ経費）の区分により整理すること。

（２）提出すべき書類は、「愛媛県予算の編成及び執行に関する規則（昭和３９年規則第４８号）」の定めるところによるほか、別紙様式により作成のうえ、次の部数を財政課へ１１月２６日（水）までに提出すること。

○　当初予算見積書	２部
○　当初予算見積額一覧表	８部
○　当初予算見積額の事項説明書	８部
○　主要施策概要説明書	８部
○　予算見積額の概要（別紙１）	３部
○　予算見積職員定数表（別紙２）	３部
○　現員現給表（別紙３）	３部
○　給与費明細書（別紙４）	３部
○　国庫補助対象職員人件費調（別紙５）	３部
○　予算要求状況表（別紙６）	３部
○　廃止事業等に関する調（別紙７）	３部

（別紙３は、電算出力表をもって代えることができる。）

※説明資料については厳選し、極力減らすこと。

（３）予算以外の案件については、件名及び概要説明書を来る１月５日（月）までに提出すること。

（４）予算編成スケジュールは、別添参考の「平成２１年度当初予算の編成スケジュール（予定）」のとおりである。

別　表

予算における重要度別分類基準（A・B・C　経費）

個々の事業について、重要度に応じて、重要政策（A経費）、一般政策（B経費）、経常的経費（C経費）に分類する。その分類の基準は、概ね次のとおりとする。

区　分	分　類　基　準
重　要　政　策 （A　経　費）	経費の内容が政治的判断を必要とするもので、概ね次のような経費 1　政策的に重要な事業 2　重要な制度改正を伴うもの 3　後年度に多額の財政負担を生じるもの 4　重要な建築事業及び土地取得事業 5　投資的経費で重要なもの（大型県単、定型県単を含む） 6　職員経費のうち定数の変動に係るもの
一　般　政　策 （B　経　費）	重要政策、経常的経費以外の経費とするが、概ね次のような経費 1　経常的な事務事業であるが、特定財源等の変動に伴うもの 2　投資的経費 3　団体助成経費、大会開催（補助）経費、貸付金・出資金等 4　社会保障関係経費
経常的経費 （C　経　費）	原則として、次の経費 1　経常的な事務事業及び施設などの管理運営に要する経費 2　各種審議会、協議会等（継続分）に要する経費 3　経常的な講習会、研修会等に要する経費 4　各試験研究機関の経常的な試験研究に要する経費 5　経常的な指導、検査、取締り、許認可等に要する経費 6　職員経費 7　その他経常的な一般行政指導経費等

別紙１

当初予算見積額の概要

平成２１年度

部（局）

（単位：千円）

目及び事項	予算見積額	財源内訳				２０年度現計予算額（一般財源）				（一般財源）前年度繰越額
		国支出金	分担金・負担金・寄附金	その他の特定収入	一般財源	当初	補正	専決	計	

最後に計欄をとり、合計額を記入すること。

別紙２

予　算　見　積　職　員　定　数　表

部

目及び区分		平成21年度予算見積数 (A)	平成20年11月１日現在員	平成20年度当初予算定数 (B)	比較 (A)−(B)
目名	１国庫補助職員	人	人	人	
	２公共事業職員				
	３県費職員				
	小計				
目	１国庫補助職員				
	２公共事業職員				
	３県費職員				
合計	国庫補助職員				
	公共事業職員				
	県費職員				
計					

注：１　「区分」欄は、目ごとに国庫補助職員、公共事業職員、県費職員に区分すること。
　　なお、国庫補助職員及び公共事業職員については、更に事務又は事業の別に細分類して記載すること。
　２　定数の貸借をしている部局は、その貸借している部局名及び定数を（貸　　）書き又は（借　　）書きをもって外数で記載すること。
　３　警察職員及び学校職員については、この表は不要である。

別紙３

現　員　現　給　表

（目　名）

部

職名	氏名	平成20年11月1日現在の給料月額	平成21年１月１日の給与月額				平成21年度昇給予定額	平成21年１月１日の手当月額							
			給料	地域手当	扶養手当	計		通勤	特殊勤務へき地	管理職	初任給調整	農林漁業普及指導	住居	児童	単身赴任
		円	円	円	円	円	円	円	（　）円	円	円	円	円	円	円
									（　）						
									（　）						
									（　）						
合計															
	(計)　人														
	１人当たり平均														
総計															
	(計)　人			（　）人	（　）人		（　）人	（　）人	（　）人	（　）人	（　）人	（　）人	（　）人	（　）人	（　）人
	１人当たり平均														

注：１　この表は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例による減額措置前の給料月額を基準に作成すること。
　　２　平成20年11月１日現在在職するものについて、目ごとに別紙として作成すること。
　　３　「平成21年度昇給予定額」の欄は、その年間に必要な金額を記載すること。
　　４　「特殊勤務　へき地」欄の（　）欄には、級地の区分を記載すること。
　　５　「総計」欄は、目が二つ以上ある部局について最終の目が記録されている表の末尾に記載すること。
　　６　警察職員及び学校職員については、個人別の記載は必要でないが、職種又は階級等の区分により本表に準じ作成すること。

別紙４

給　与　費　明　細　書

部

項目	職員数			給与費																			共済費		計
	特別職		一般職	報酬		給料	職員手当等																		
	議員 委員	その他		議員 委員	その他		地域手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	超過勤務手当	宿日直手当	初任給調整手当	特地勤務手当 へき地手当	住居手当	児童手当	計	定数 職員	その他	
(項)	人 (　　)	人 (　　)	人 (　　)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(目)	(　　)	(　　)	(　　)																						
(目)	(　　)	(　　)	(　　)																						
(目)	(　　)	(　　)	(　　)																						
計 (A)																									
２０ 年度 当 初(B)																									
比較 (A)－(B)																									

注：１　この表は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例による減額措置前の給料月額を基準に作成すること。

２　予算見積書に記載された給与費（賃金支弁職員の賃金を除く。）の全部について記載すること。

３　「特別職」欄及び「報酬」欄のうち「議員委員」欄には、議員と執行機関である委員会の委員及び委員を、また「その他」欄には、その他の非常勤職員の報酬該当分を記載すること。

４　「職員数」欄の（　　）内には、対前年度比較増減（減のときは△印を付する。）を記載すること。

別紙５

国庫補助対象職員人件費調

部

（単位：千円）

科目	事項	予算要求額			２１年度			２０年度	備考
		事務雑費又は補助基本額	うち人件費		配置人員	年間所要額（B）	過不足額（B－A）	配置人員	
			比率	金額(A)					
○○○○○○費			%		人			人	
	○○○○○								
	○○○○○								
○○○○○○費									
合計									

注：１　この表は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例による減額措置前の給料月額を基準に作成すること。

２　「事項」欄には、予算説明書の事項名を記入すること。

３　「事務雑費」欄には、公共事業事務雑費又は補助職員補助基本額を記入すること。

４　「人件費」欄には、臨時職員給は含まないこと。

別紙6

平成21年度予算要求状況表（一般財源ベース）

【　　部】

（単位：千円）

性質分類	枠配分額	枠配分対象経費				枠配分対象外経費			年間所要額		
		当初予算要求額	補正見込額	小計	差引	当初予算要求額	補正見込額	小計	当初予算要求額	補正見込額	合計
	①	②	③	④＝②＋③	⑤＝④－①	⑥	⑦	⑧＝⑥＋⑦	⑨＝②＋⑥	⑩＝③＋⑦	⑪＝⑨＋⑩
維持管理費											
公共事業費											
定型的県単独事業費											
一般県単独事業費											
直轄事業負担金											
一般行政指導経費											
団体助成経費											
20年度削減努力の還元措置											
合　　計											

〔記載上の注意〕

・対象は、一般会計の21年度年間予算（9月補正予算まで）とする。

・要求は、年間予算を要求することとしているので、「補正見込額③⑦」の欄は、補正額の積算が困難なものなど、やむを得ない理由がある場合に限りその見込額を記入し、別紙様式1を作成すること。

・12月、2月補正（増額分）での要求見込額については、別紙様式2を作成すること。（本表には算入しない。）

・枠配分対象外経費については、財政課が指定したものに限り記入すること。（別紙様式3～5を作成すること。）

・「20年度削減努力の還元措置」の「枠配分額①」欄については、「合計」の「枠配分額①」欄の額の内数を記入すること。

（別紙様式1）

平成21年度9月補正見込額に関する調

【　　部】

（枠配分対象分・枠配分対象外分）

（単位：千円）

性質分類	事項名	補正予算見積額	財源内訳			事業の概要	当初予算に計上できない理由
			国庫支出金	その他	一般財源		
	合　計						

（注）1　枠配分対象分と枠配分対象外分は別葉とする。
2　性質分類は、「維持管理」「公共事業」「一般県単」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入する。
3　性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること。

（別紙様式2）

平成21年度12月補正見込額に関する調

【　　部】

（枠配分対象分・枠配分対象外分）

（単位：千円）

性質分類	事項名	補正予算見積額	財源内訳			事業の概要	当初予算に計上できない理由
			国庫支出金	その他	一般財源		
	合　計						

（注）1　枠配分対象分と枠配分対象外分は別葉とする。
2　性質分類は、「維持管理」「公共事業」「一般県単」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入する。
3　性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること。

（別紙様式2）

平成21年度2月補正見込額に関する調

【　　部】

（枠配分対象分・枠配分対象外分）

（単位：千円）

性質分類	事項名	補正予算見積額	財源内訳			事業の概要	当初予算に計上できない理由
			国庫支出金	その他	一般財源		
	合　計						

（注）1　枠配分対象分と枠配分対象外分は別葉とする。
2　性質分類は、「維持管理」「公共事業」「一般県単」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入する。
3　性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること。

（別紙様式3）

枠配分対象外経費要求状況
（義務的経費）

【　　部】

（単位：千円）

性質分類	事　項　名	21年度見積額	財　源　内　訳			備　　考
			国庫支出金	その他	一般財源	
	合　　計					

（注）1　性質分類は、「維持管理」「公共事業」「一般県単」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入する。
　　2　性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること。

（別紙様式4）

枠配分対象外経費要求状況
（当然増経費）

【　　部】

（単位：千円）

性質分類	事　項　名	21年度見積額	財　源　内　訳			備　　考
			国庫支出金	その他	一般財源	
	合　　計					

（注）1　性質分類は、「維持管理」「公共事業」「一般県単」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入する。
　　2　性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること。

（別紙様式5）

枠配分対象外経費要求状況
（特別枠経費）

【　　部】

（単位：千円）

性質分類	事 項 名	21年度見積額	財源内訳			備　　考
			国庫支出金	その他	一般財源	
	合　　計					

（注）1　性質分類は、「維持管理」「公共事業」「一般県単」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入する。
　　2　性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること。

別紙７

平成２１年度廃止事業等に関する調

〔　　部〕

（　　）　　（単位：千円）

事項名	20→21年度 縮　減　額	財源内訳			廃止等の理由
		国庫支出金	その他	一般財源	
合　　計					

【記入上の注意】

1 表頭（　）には、当然廃止、廃止、縮小、統合、委託の区分を記入し、それぞれ別紙として合計すること。
2 縮小、統合、委託については、事項名の左に20年度ABC区分を記入すること。
（当然廃止、廃止は、原則不要であるが、一部廃止などの場合で21年度予算があるものについては記入すること。）
3 縮小、統合、委託については、予算縮減額を記入すること。（△表示しない）
4 理由欄は、理由のほかに廃止したことによる影響及び事業実施期間（例 ○○年度～△△年度）等を記入すること。
5 県単独補助事業に係る事項については、理由欄に【県単補助金】と記入し、別途調査の県単独補助金等に関する部局の方針の調と対応させること。
6 当然廃止については、理由欄は記入不要。
7 財源配分会議で事業見直しを報告したものについては、表の左欄外に○を記入すること。
8 特別会計は別紙とすること。

参 考

平成21年度当初予算の編成スケジュール(予定)

10月24日(当初予算編成通知)
平成21年度当初予算の編成について

↓

11月26日　当初予算見積書等提出期限
1月 5日　当初予算以外の議案概要提出期限

↓

11月26日～　財政課担当ヒアリング

↓

12月下旬　財政課長説明

↓

1月上旬　総務部長説明

↓

1月中旬　副知事説明

↓

1月下旬　知 事 説 明

↓

1月下旬～2月上旬　知 事 査 定

↓

２１年度当初予算案の決定

※ 国の予算編成の動向等によって、今後変更することもあります。